

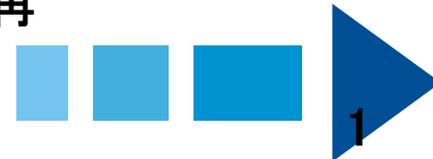


福島  
イノベーション  
コースト  
構想推進機構

# 2026年度 大学等の「復興知」を活用した 地域共創人材育成・定着推進事業の 公募について

2026年3月

(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構



# 事業期間・公募対象機関等

(公募要領 P1、2)

**全国の大学等が有する福島復興に資する知を集積・活用するため、浜通り地域等市町村（\*1）において、組織的に現地で教育研究活動を行う大学等を支援します。**

## ● 【事業期間】 2026年度～2030年度（最長5年間）

- 本補助事業は、国及び福島県の毎年度の予算成立が前提となりますので、**2年目以降の補助を保証するものではありません。**
- 2年目（2027年度）以降の補助事業については、毎年度の事業開始前（1月頃を想定）に計画調書の提出を受け、その内容を確認した上で、事業開始前に内定予定額（補助予定額）を通知する予定です。また、**毎年度の事業費は、各年度で精算することとなります。**
- 事業開始3年目の2028年度以降は、各年度末に事業継続評価を実施し、事業継続の可否について、より厳格に審査します。
- 事業の進捗や成果が不十分である場合、事業目標の達成が見込めない場合、又は補助事業終了後の2031年度以降に、自立的な事業実施が困難であると判断される場合には、その時点で補助事業を廃止することがあります。
- 各年度末の事業評価又は事業継続評価に依ることなく、正当な理由がなく、活動が著しく停滞している場合、事業目的に沿った活動が実施されていない場合、補助要件等を満たしていないと判断される場合などには、たとえ年度の途中であっても改善を求めた上で、一定期間内に改善が認められない場合には、その時点で補助事業を廃止することがあります。

## ● 【公募対象機関】 大学、大学院、短期大学、高等専門学校

- \*1 いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村（15市町村）

# 補助額

(公募要領 P4)

**【補助額】 500～2,000万円（初年度・年間）以下/件**  
**ただし、初年度において、次頁のいずれかの条件を満たす場合は、**  
**補助上限額を3,000万円まで引き上げて申請することを認めます。**

※事業の規模や費用対効果等を勘案して、必要な金額を計上してください。

**経費の妥当性、不可欠性も審査対象**であり、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響があります。なお、**補助対象経費を使用して実施する事業内容は、原則として3月10日までに実施するよう計画してください。**

※**審査の結果、申請金額から減額し決定**することがあります。

※2年目（2027年度）以降の補助額は、毎年度の事業開始前に計画調書の提出（1月頃を想定）を受け、前年度の活動状況（経費の執行状況も含む）や新たに予算を必要とする特殊要因等の有無、計画調書の妥当性（設備備品費の必要性など）等を勘案した上で決定するため、事業開始前に内定予定額（補助予定額）を通知する予定です。前年度の活動が停滞している場合、連携市町村等との連携が図られていない場合、成果が期待できない場合、又は事業計画に合致していない場合などは、補助額の算定に影響することがありますので、ご留意ください。

# 補助額（続き）

（公募要領 P4）

## 補助上限額引き上げの条件について

※上限引き上げは、予算の範囲内において、3から4件程度を採択件数の目安とします。

### 【条件】

- (1) 浜通り地域等15市町村における新たな拠点施設やサテライトキャンパス等の設置に向けた取組
- (2) 単発的なものではなく、事業終了後の継続が期待できるような体系化されたインターンシッププログラム（ただし「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」におけるタイプ3及びタイプ4によるものに限る）の開発や、実施に向けた試行的な取組
- (3) 浜通り地域等15市町村内の複数市町村と、それぞれ密接に連携した広域的な取組（連携する各市町村と、それぞれ人材育成・定着計画の策定及びアウトプット・アウトカム等の設定等を行うことが必要）

※上記の条件を満たすために必要な経費として、現地調整役としての駐在教職員の人件費などが想定されます。

# 補助対象となるための必須要件

➤ **(1) ~ (7) のいずれも満たしていることが必要です。**

- (1) 浜通り地域等の市町村内に運営拠点を設置している（又は設置の計画がある）こと。  
申請時点で計画に留まる場合は、採択年度内の拠点設置を条件とする。
- (2) 浜通り地域等の市町村と連携協定を締結している（又は締結の計画がある）こと。  
申請時点で計画に留まる場合は、採択年度内の連携協定締結を条件とする。
- (3) 連携市町村、他大学等、地域企業等（※）と事業計画の推進に資する連携体制（ネットワーク）を構築し、定期的な意見交換・情報共有の場（会議等）を設置している（又は設置の計画がある）こと（毎年度の事業開始及び事業終了の市町村長への報告は必須とする。ただし、当該年度の4月、5月などの年度当初の時期であれば、前年度の事業終了報告と当該年度の事業開始の報告を兼ねることも可とする）。

※企業、商工団体、農業団体、NPO等

## 補助対象となるための必須要件（続き）

- (4) 事業開始2年目（2027年度）以降は毎年度、活動市町村内で住民向けの成果報告会を開催すること。
- (5) 事業開始2年目（2027年度）以降は毎年度の事業開始及び事業終了時において、自学内で事業概要、活動内容や成果等を報告し、事業参加者の拡大を図る場を設けること。
- (6) 自学のホームページ等で、随時活動状況を発信すること。
- (7) 事業計画に関して連携市町村と協議の上、共同で5年間の人材育成・定着計画の策定と、事業のアウトプット、短期アウトカム、長期アウトカムの設定を行うこと。また、事業計画に関して連携市町村と協議し、同意を得ていること（同意書（様式6）を添付すること）。

# 事業内容

(公募要領 P3、4)

## (1) 補助対象となる事業内容

次頁①、②のいずれも実施することが必要です。

本補助事業は復興に資する大学等の知を浜通り地域等の市町村での活動につなげることが基本であることから、教育研究プログラムを実施するに当たっては、そのプログラムの分野の知見を持つ大学等の教員や、専門家等の指導を背景とした活動であることが求められます。

# 事業内容（続き）

（公募要領 P3、4）

## ① 地域に根付く大学生等の人材育成

福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）に関わるテーマ（※）で、浜通り地域等の市町村の現地をフィールドとして行う、浜通り地域等の市町村、他大学等、地域企業等と連携した学生の人材育成、及び新たな復興の担い手化を図る、地域への学生派遣（インターンシップ等）型プログラムの開発及び実施。

「インターンシップ等」の取組については、以下①から⑨に示す、地域の企業、団体、住民等と連携した一体的な活動であることに加えて、参加する大学生等にとってのキャリア教育に寄与し、地域への就職や起業、交流人口・関係人口化など、担い手の拡大や地域定着につながることを期待されるプログラムであることが求められます。

- ① 企業でのインターンシップ
- ② 自治体、振興公社等でのインターンシップ
- ③ 農業支援（個別の農家、ファーム等での作業）
- ④ 農業支援（農業体験）
- ⑤ 学校等での教育実習
- ⑥ 医療機関での研修
- ⑦ 市町村の企業、農家等と連携した商品開発
- ⑧ まちづくり、地域課題への取組（市町村等と連携して実施するもの）
- ⑨ 上記によらない場合には事前に当機構へご相談ください。

# 事業内容（続き）

（公募要領 P3、4）

## ②地域住民向けの人材育成

イノベ構想に関わるテーマで、大学等の教職員や大学院生等が中心となり、地域のニーズを踏まえ、浜通り地域等の市町村、他大学等、地域企業等と連携しながら、地域の子ども・若者、社会人等を対象として現地で行う、人材育成及び新たな復興の担い手拡大のための、住民への学習機会提供型プログラムの開発及び実施。

※ 連携市町村の要望を踏まえて、以下のいずれかのテーマから選択すること。

- ① イノベ構想の重点6分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）に関するテーマ
- ② 福島県の原子力災害からの復興に資する環境回復、健康管理、リスクコミュニケーション、地域コミュニティの再生等のテーマ
- ③ その他、イノベ構想の推進に資するテーマ

※ ③による場合は、テーマが適切かどうか事前に当機構の確認を受けてください。

## 市町村分科会の設置・参画

本補助事業では、**市町村・同一市町村内で取り組む他大学等間の情報共有（適宜、市町村長へ報告）、各大学等の事業推進に資する議論、地域課題の分析等を行い、同一市町村内の連携体制構築によるイノベーション・相乗効果の創出を目的**として、各市町村において分科会を設置することとしますので、各大学等は、本補助事業に採択された場合、各分科会に参画いただくこととなります。

**分科会の構成員のイメージは、市町村、大学等、地域企業等です。分科会の設置にあたって、「幹事校」を設けることとします。**なお、同一市町村で複数大学から可との申請があった場合には、採択時に一つの大学を選定することとします。

## テーマ別分科会の設置・参画

本事業に採択された大学等の事業内容を踏まえて、**テーマ毎の情報共有や事業連携の促進を目的**として、テーマ別分科会を設置します。

初年度は当機構が事務局として運営し、実施内容等を模索して、2年目（2027年度）以降は市町村分科会と同様にテーマ毎に幹事校を設けることとします。

※ テーマの例：ロボット・ドローン、農業復興・振興、地域コミュニティ再生・まちづくり、環境回復・リスクコミュニケーション等)

## 事業連携コーディネーター会議（主催：当機構）

大学等が本事業を進めるに当たり、**連携市町村や各団体との調整を行うコーディネーターや担当教員等が集い、好事例の共有、懸念事項の相談、問題提起など、調整役同士の連携を強化し、大学等間の情報共有プラットフォームを形成する**ものです。

# 補助対象経費について

(公募要領 P5～12)

補助対象経費は下表のとおりですが、**内定予定額（補助予定額）通知に記載の日以後に契約、支出されるもので、当該年度の3月31日までに発生する経費**（事業完了日が当該年度の3月31日以前の場合は事業完了日までに発生する経費）で**3月10日までに額が確定しているもの**（3月10日時点での未払いを含めることを可とするが、実績報告時（精算書類提出時）には未払いに係る根拠資料を必ず添付すること）が対象となります。なお、**本補助金は、各年度で精算することとなりますので、当該年度に発生した経費は、翌年度の補助対象にはなりません。**

補助対象経費	内 訳
物品費	設備備品費、消耗品費
人件費・謝金	人件費、謝金
旅費	旅費
その他	外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水費、その他（諸経費）、当機構が認めた経費

## 公募期間

公募受付開始	締め切り
2026年3月6日(金)	2026年4月10日(金) <b>午後5時必着</b>

## 事業開始までのスケジュール

- ・ 審査結果の通知：2026年5月下旬（予定）
- ・ 内定予定額（補助予定額）通知：2026年6月上旬（予定）

# 申請書類の作成・提出等

(公募要領 P15、16)

## 公募要領・申請書類の配付

申請に必要な書類は、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構のホームページからダウンロードできます。URL : <https://www.fipo.or.jp/recruitment/41730>

## 申請書類の提出

■ 提出期限 2026年4月10日(金) 午後5時まで(必着)

■ 提出書類および提出部数

- ①申請提出書(様式1) 1部
- ②計画調書等(様式2~5) 15部
- ③連携市町村の同意書(様式6) 1部
- ④CD-R(W)又はUSBメモリ等の記録媒体  
(上記様式2~5の電子データ PDF不可) 1部

※該当の有無に応じて、提出が必要な書類もありますので、詳細は[公募要領](#)をご覧ください。



# 申請書類の提出方法

## 【提出先】

〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階  
(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構  
教育研究支援課

- ※封筒表面に赤字で「**2026年度「復興知」事業**」と記載してください。
- ▶ 郵送の場合は、書類の送付記録が残る方法で提出してください。  
また、機構への持参も可能です。

# 選定方法、評価のポイント（1）

審査委員会において、以下の「評価のポイント」に基づき審査します。評価は「評価のポイント」の項目をそれぞれ点数化し、総合点数により評価します。本補助事業は、浜通り地域等の市町村における人材育成や定着、担い手の拡大を推進するものですので、浜通り地域等の市町村、他大学等、地域企業等と連携体制（ネットワーク）を構築し、地域が一体となって事業推進が図られることを重視します。

## ○評価のポイント

### （1）事業の目的及び概要

イノベ構想の実現や、復興に貢献する人材の育成や定着、担い手の拡大に資するものかどうか。

### （2）学内の実施体制

学内での実施体制が学部・学科・研究室等をまたいだ組織的かつ学際的ものになっているかどうか。

### （3）連携体制（ネットワーク）の構築 ※審査では、当該項目を特に重視します。

① 浜通り地域等の市町村、他大学等、地域企業等と定期的に情報共有、情報交換、協議等を行う連携体制を構築し、教育研究プログラムの評価・改善等の事業推進に資する取組が期待できるかどうか。

② 他大学等、地域企業等との連携協定を締結している（又は締結する計画がある）、多数の機関が参画している（又は参画する計画がある）など、地域が一体となった連携体制を構築しているかどうか。

# 選定方法、評価のポイント（２）

## ○評価のポイント（続き）

- （４）人材育成・定着計画及び目標の具体性** ※審査では、当該項目を特に重視します。  
イノベ構想を担う人材、または、将来的に浜通り地域等の市町村の復興に資する人材の育成・定着計画及び目標の具体性。
- （５）上記（４）の計画に対する「地域への学生派遣（インターンシップ等）型プログラム」の妥当性、整合性及び実現可能性**
- （６）上記（４）の計画に対する「住民への学習機会提供型プログラム」の妥当性、整合性及び実現可能性**
- （７）事業の実施計画** ※審査では、当該項目を特に重視します。
- ① 実施計画が妥当かつ具体的であり、実現可能なものかどうか。
  - ② 地域のニーズを汲み取り、その活動の成果が還元されることが期待できる実施計画になっているかどうか。
  - ③ 浜通り地域等の市町村の現地での取組が十分に行われるかどうか。
  - ④ 2031年度以降（補助事業終了後）の事業継続可能性（継続するための財源確保方法等）があるか。

# 選定方法、評価のポイント（3）

## ○評価のポイント（続き）

（8）上記（5）及び（6）の各プログラムにおける活動目標（アウトプット）及び成果目標（アウトカム）について、目標設定の根拠が妥当かつ具体的であるか、また、これらの目標を達成するための方策が実効性及び実現可能性を有しているか。※審査では、当該項目を特に重視します。

（9）地域の若手起業家や移住者と学生の情報交換会の実施

（10）過去の実績

過去の実績（浜通り地域等の市町村での活動の実績）についての評価（評価にあたって連携市町村の意見等を参考にすることがあります）。※過去の「復興知」事業のほか、浜通り地域等の市町村での活動実績がある場合には評価の対象とします。

（11）知の集積・進化への寄与

本県の原子力災害からの復興及び福島イノベーション・コースト構想の実現に資する成果や知見（学術的な価値）を期待できる取組であるか。

（12）各経費の執行

申請経費の内容が明確かつ妥当で、取組の実施上必要不可欠なものかどうか（費用対効果も含む。）。

（13）その他

本事業を遂行するに当たり、上記以外に評価すべき取組内容

# 加点する項目

以下の（１）～（８）の中で該当する項目がある場合は加点を行います。

- （１） 現地での教育研究プログラムを大学等の正規カリキュラム（単位認定）や履修証明プログラム等として実施している（又は実施する計画がある。）。
- （２） 帰還困難区域を抱える市町村の課題に応じて具体的な活動を行っている（又は行う計画がある。）。
- （３） 浜通り地域等の市町村で教育研究活動を行う他大学等と連携体制（ネットワーク）を形成し、教育研究活動の成果を蓄積、情報発信する等、持続的発展に資する活動を行っている（又は行う計画がある。）。
- （４） 浜通り地域等の市町村における他の高等教育機関や研究機関と連携した教育研究の充実のため、新たな拠点施設、連携大学院、連合大学院、共同大学院（共同教育課程）、サテライトキャンパス（教育研究活動拠点の拡大・充実化）等の設置、浜通り地域等の市町村における大学間の単位互換を目指す取組を行っている（又は行う計画がある。）。

## 加点する項目（続き）

以下の（１）～（８）の中で該当する項目がある場合は加点を行います。

- （５）市町村分科会の幹事校として活動する意向があり、同一市町村内で活動する他大学等と連携した取組を促進している（又は推進する計画がある。）。
- （６）連携市町村の現地拠点に連絡・調整等を行う現地スタッフ（駐在員等）を配置している（又は配置する計画がある。）。
- （７）過去の「復興知」事業等のOB・OGが事業に参画している（又は参画する計画がある。）。  
「復興知」事業等のOB、OG（過去に「復興知」事業又は本事業採択大学の浜通り地域等の市町村での同様の活動に参加した卒業生）が講師等として後輩学生向けの講演や指導を目的として行う場合を想定。
- （８）事業の概要や成果を積極的に国外や県外に向け広く情報発信している（又は発信する計画がある。）。

# 補助金交付に関して

## 補助金額の決定過程（初年度）

- ①応募書類の提出（大学等）
- ②応募書類の審査（当機構が審査委員会を設置）
- ③事業の採択決定・通知（当機構）
- ④内定予定額（補助予定額）通知（当機構）
- ⑤事業開始（大学等）

※2年目以降は、事業開始前（別途指定する日）に提出いただく計画調書を基に審査を行う予定です。

※今回の公募は次年度の準備行為として行われるものであり、事業開始は、国・福島県の次年度予算成立後となります。

※補助金の支払いは、原則として、毎年度の事業完了後、実績報告書の提出を受けた後に支払いとなります。活動開始に合わせて概算払を希望される場合には別途相談に応じます。

# 申請にあたっての主な注意点

- 本事業の**実施期間は5年間**（2026年度～2030年度）です。（その後は、補助事業者が自ら実施することが前提となります。）（公募要領P1）
- **補助対象経費を使用して実施する事業内容は、原則として3月10日までに実施するよう計画してください。**（公募要領P6、19）
- 旅費については、原則、浜通り地域等の市町村の現地に入るための旅費を想定しています。浜通り地域等の市町村以外への旅費支給を希望する場合は、別紙「旅費支給理由書」を添付してください。当該理由書の内容によっては認められない場合があります。（公募要領P10）
- **設備備品費は、補助対象経費の総額の30%を超えないでください。**（交付決定後、やむを得ず超える場合は変更承認申請が必要です。）（公募要領P8）
- 本事業に採択された場合、毎年度開催予定の成果報告会や学生ワークショップへの参加をお願いする予定です。（公募要領P18）
- 公募に関する詳細については、**「2026年度 大学等の「復興知」を活用した地域共創人材育成・定着推進事業」**を参照してください。